

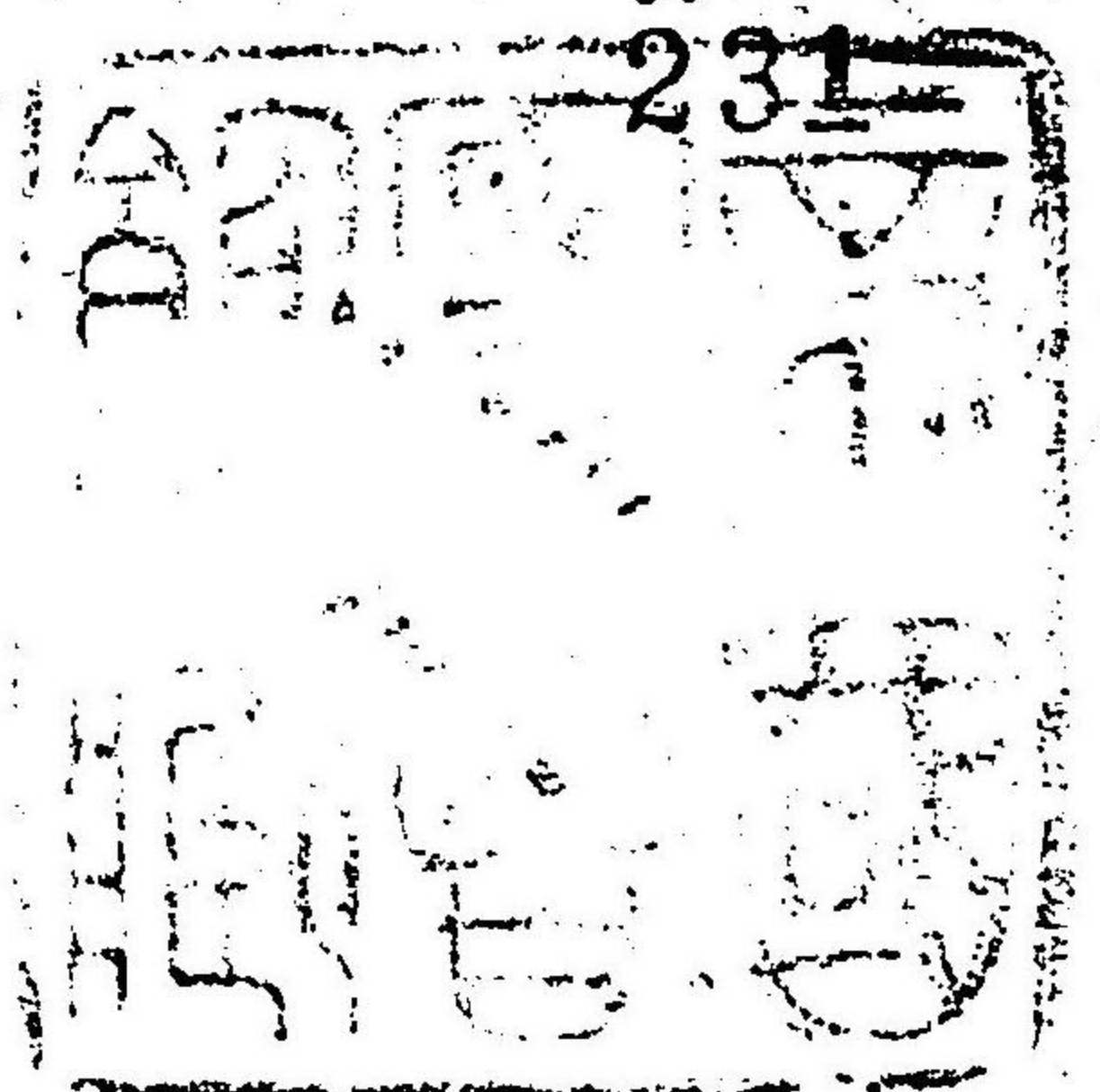
A-28

基督敎教理

律法の巻

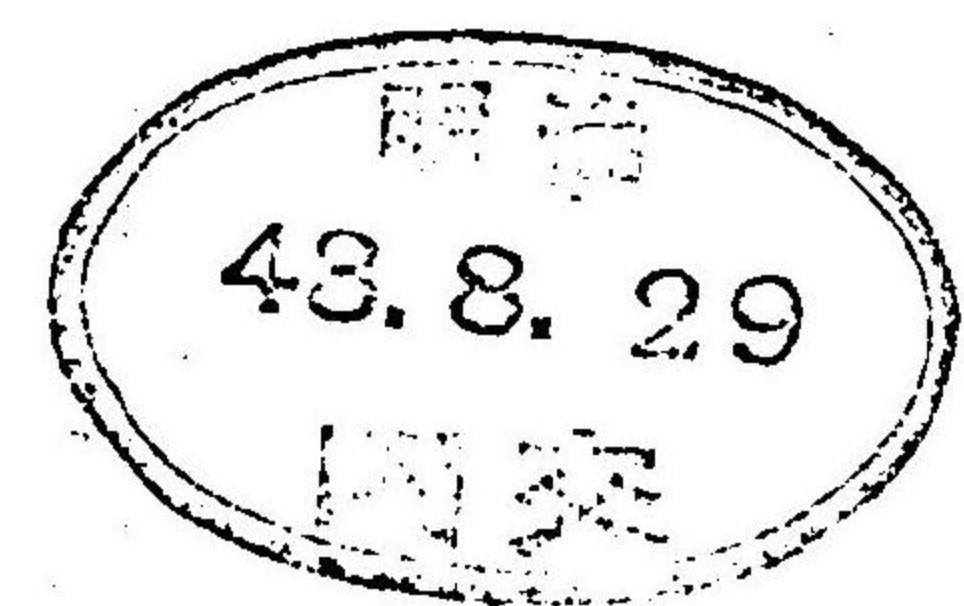
264
284

特49



エホバの神よ、なんぢわが眼
をひらきなんぢの法のうち
なる奇しきことを我にみせ
たまへ

詩百十九〇、十八



基督教々理

(律法の卷)

一 耶蘇基督の弟子及彼の證人は従前より主に由りて基督者と稱られて居た

二 弟子たちのキリストアンと稱られしはアンテオケより始れり(使十一〇廿六)

三 故に基督者とは基督の弟子及彼の證人の事である
衆人は耶蘇基督に關したる説教を聽きて彼を信じ聖父と聖子と聖靈の聖名に入て洗禮を受け彼の弟子及び證人となつた(使二〇三十七、八)

四 されば聖父と聖子と聖靈の聖名に入てバプテスマされたる者は凡基督者である而してこの洗禮を通して基督の友たる事を得て彼を我が救主として信じ證するものである

それは凡そバプテスマを受けてキリストに入る爾曹はキリストを衣たる者なれば
也(加三〇廿七)

五 神はキリストに由りて豫め備えられたる奥義の中に生命と救を我
等の爲に設け給ふた

六 神は此恩恵の奥義を其聖言に於て我等に示したまふた(弗三〇三一
九)

七 神の聖言なる聖書は我等人類の爲に記されたる者である
八 聖書は人が聖靈に感じて神の示し給へる事を録し之を編だもので
ある

九 此神の聖人を預言者福音者又は使徒と稱す
まづ首に知べき事は聖書の諸ての預言は預言者おのれの意を以て示せるに非ざ
るを知らんこと也そは預言は素より人意に由て出しに非ず神に屬する聖人聖靈
に感じて語りし者なれば也(彼後一〇廿一廿二)

十 預言者等は基督降世以前に生存して聖書の中の舊約の部を認た
十一 福音者及使徒等は基督御生誕後生存して新約書と稱ふる聖書の
一部を書記した

十二 新舊約兩書は偕に我等に與へ給ひし神の默示を顯したものであ
る

十三 神の其聖言を我等に與へ給ひし目的は唯獨の眞神と彼の遣しし
耶穌基督を識るためである

十四 聖言なくして如何て神を認る事が出来やう況んや彼の子イエス
キリストをやである假令神は人を創造し給ふた時其の良心に御
自身を顯はし給ひしと雖(一般的顯現)人の罪惡に陥りし以來良心

永生とは唯獨の眞神なる爾と其遣ししイエスキリストをしる是なり(約十
七〇三)

の外に神の聖言が必要となつた特殊の顯現

十五

神の聖言のみ我等に彼の聖潔と恩恵とを現顯す而て聖潔を現す部を律法と云ひ恵を現す部を福音と云ふ

十六

律法は聖書に於ける凡ての神の要求と脅喝とに現され福音は又凡ての恵の契約の中に現はされて居る

十七

基督者は神の聖言に對する悟識を信仰告白書に發表した

十八

マルチン、ルーテル博士の小教理問答は乃其一である

十九

此教理問答はキリスト教の重要な問題を説て居つて凡て之を次の六に分けて居る

- 一 神の十誡
- 二 使徒信經
- 三 主の祈禱

四 洗禮典

五 懺悔と赦罪の宣示

六 聖餐典

二十

吾等は此重要なる六ヶ條に就て常に暗誦する耳ならず深く其の意味を悟らなければならぬ

廿一

此等の問題及凡て神の聖書を悟らんには聖靈の光明を要す蓋性來のまゝなる人は神の聖靈の情を知る事は出來ない

性來のまゝなる人は神の聖靈の情を受ず是かれらは愚かなる者と見ればなり又これを知こと能はず蓋靈の情は靈に由て辨ふべき者なるが故なり (哥前二〇

十四)

廿二

此故に神の聖書は祈禱と尊敬と謹嚴を以て自己に適用て緝かねばならぬ

第一章

- 一 此第一章は神御自身が我等に與へ給ひし誠命に就て録されたるものである
- 二 神の誠命は神の人格に基する故に我等は神と彼の特質に就て眞正の悟を得なければならぬ

神の特質

- 三 聖言には神は靈にして最高完全なる性質を有し給ふと教へられてある
- 四 我等は神の特質を盡く悟識て之を數上げる事は出来ない併し聖書には其に關して特別に次の如く書記してある

イ 永遠の存在者なること

山いまだ生いでず汝いまだ地と世界とをつくりたまはざりしとき永遠よりとしへまでなんぢは神なり 詩九十(二) (創一〇一参照)

全能者なること

然どわれらの神は天にいます神はみこゝろのまゝにすべての事をおこなひ給へり (詩百十五〇三)

そはエホバ言たまへば成りおほせたまへば立るがゆへなり (詩三十三〇九)

(天地創造の記事及イスラエル人の埃及を出發せし歴史を見よ)

ハ 遍在者なること

我いづこに行てなんぢの聖靈をはなれんやいづこに往てなんぢの前をのがれんやわれ天にのぼるとも汝かしこにいましわれわが擧を陰府にまうくとも視よなんぢ彼處にいます我あけぼのの翼をかりて海のはてにすむともかしこにて尙なんぢの手われをみちびき汝のみぎの手われをたもちたまはん (詩百三十九〇七―十)

エホバいひたまふ我はたゞ近くに於てのみ神たらんや遠くに於ても神たるにあ

らずやエホバはいひたまふ人我に見られざる様に密なる處に身を隠し得るかエホバはいひたまふ我は天地に充るにあらずや 耶廿三〇廿三〓廿四 (ヨナの歴史を看よ)

ニ

全知者なること

なんぢはわが坐るをも立をもしり又とほくよりわが念をわきまへ給ふなんじはわが歩むをも臥をもさぐりいだしわがもろくの途をことごとく知り給へり 詩百三十九〇二〓三 (カインとアベルの歴史と看よ)

ホ

全智者なること

此もまた萬軍のエホバよりいづその謀略はくすしくその智慧はすぐれたり 賽廿八〇廿九 (ヨセフの歴史を讀め)

ハ

忠實にして眞實なる者

神は人のごとく誤ることなしまた人の子のごとく悔ること有ずその言ところは之を行はざらんやその語るところは之を成就ざらんや (民廿三〇十九) エホバのみことばは直くそのすべての行ひたまふところ眞實なればなり (詩卅

ト

聖者なること

三〇四) (アブラハムに契ひ給へる神の約束を看よ) 汝等宜く聖あるべし其は我エホバ汝らの神聖あればなり (利十九〇二) いはく祭物をもて我とけいやくをたてしわが聖徒をわがもとに集めよと (詩五 十〇五) (エリの息子に就て研べよ)

チ

義者なること

神は人の行に循ひて各人に其報を爲し (羅二〇六) 自ら欺く勿れ神は慢るへき者に非ず蓋人の種ところの者は亦その獲るところと爲なり (加六〇七) (ソドムゴモラの滅亡を看よ)

リ

正善にして恩寵と憐憫ある者なること

エホバはあわれみと恩寵にみちて恕たもふことおそく仁慈ゆたかにましますせり 恒にせむることをせず永遠にいかりを懐きたまわざるなりエホバはわれらの

の量にしたがひて我儕をあしらいたまはずわれらの不義のかさにしたがいて報ひたまはざりき (詩百三〇八―十)

(イストラヘル人の埃及に居し時のこと及び基督と俱に十字架に懸られたる一人の盗人に就て問へよ)

ヌ 永く忍び給ふ者なること

主その約束し給ひし所を成に迎きは或る人の遅しと意ふが如くに非ざ一人の亡ぶるを欲み給はず衆人の悔改に至らんことを欲みて我儕を永く忍び給ふ也 (彼後三〇九) (路十二〇に記されたる無花果の比喩を讀め)

ル 不變者なること

然れども汝はかわることなしなんぢの齡はおはらざるなり (詩百二〇廿七) 父は變ること無くまた轉動て顯るゝ影もなきものなり (各一〇十七)

五 神の此等の特質はすべて此一言に含蓄される即ち神は愛なり (約壹四〇十六)

六 聖なる神は其の人格に應ふ事を愛を以て要求し且之に反抗ふ事を

七 神の命令と禁誡は吾等に其聖旨を顯はす聖き律法として與へられ

禁じ給ふ 神の命令と禁誡は吾等に其聖旨を顯はす聖き律法として與へられ

神の律法

八 神は自己に象りて人を造り給し時聖き律法を人の心の中に銘記し給ふた

九 創世に人は神に象られたる者として神の聖旨を識り之を喜びて完成することが出来た

十 併し人は神より隔離れて其心幽暗なり今や其律法の悟識は昏然となつた而して神と其聖旨を識る能力を良心と云ふ

十一 人の良心は暗黒く且鈍くなりし故に最早神と其聖旨を完全く識

りて之を成就する事は唯良心の法則に由つてのみでは出来ない様になつた

十二

人は仔細に造物主と其聖旨を悟る事によりて良心が照磨されんために神は其律法を記録として顯はし給ふた

十三

神の原則と記録とにより顯はされたる律法は神の不變的人格に基してある故に之を破棄することは出来ない(太五〇十七—十八を看よ)

十四

神は記録的律法をアブラハムに契約を立てて自己の民として撰みしイスラエルの子孫に特に與へ給ふた

十五

神は此記録的律法をモーセに依つて與へし故に之をモーセの律法といふ

十六

此モーセの律法には諸民に關係ある道德的律法と稱ふる十誠の

みならず其他惟イスラエルの民に關したる神に奉仕する法式及び國民的政治的の案内と命令を含んである多くの律法もある故に此を儀式的國民的の律法ともいふ

十七

律法はイスラエル人の埃及よりカナンの地に神の僕たるモーセに導かれてシナイ山に到着したる時に與へられたのである

十 誠

神の一切の言を宣て言たまはん

我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その土隸たる家より導き出せし者なり汝我面の前に我の外何物をも神とすべからず汝自己のために何の偶像をも彫むべからず又上は天にある者下は地にある者ならびに地の下の水の中にあるものの何の形を

も作るべからず之を拜むべからずこれに事ふべからず我エホバの神は疾む神なれば我を惡む者にむかひては父の罪を子にむくひて三四代におよぼし我を愛しわが誠を守る者には恩恵をほどこして千代にいたるなり汝の神エホバの名を妄に口にあぐるものを罰せてはおかざるべし安息日を憶へてこれを聖潔くすべし六日の間勞きて汝の一切の業をなすべし七日は汝の神エホバの安息なれば何の業務をも爲すべからずなんぢも汝の息子息女もなんぢの僕婢もなんぢの家畜も汝の門の中に於る他國の人も然りそはエホバ六日の中に天と地と海と其等の中の一の物を作りて第七日に息みたればなり是をもてエホバ安息日を祝ひて聖日としたまふ汝の父母を敬へ是はなんぢの神エホバのなんぢにたまふ所の地になんぢの生命の

十八

長からんためなりなんぢ殺すなかれなんぢ姦淫するなかれなんぢその隣人に對して虚妄の證據をたつるなかれなんぢその隣人の家を食するなかれ又なんぢの隣人の妻および僕婢牛驢馬ならびに凡なんぢの隣人の所有を食するなかれ(出廿〇一—十七) 基督は次の言を以て此律法の内容を言顯はし給ふた

爾心を盡し精神を盡し意を盡し主なる爾の神を愛すべしこれ第一にして大なる戒なり 第二も亦これに同じ己の如く爾の隣を愛すべし(太廿一〇三十七より卅九)

十九

十誠を前後の二部に分つ蓋は神の律法を與へ給ひし時之を二つの石板に記されてあつたからである

二十

前部の三誠は神に對する愛を要求し後部の七誠は隣人に對する愛を要求して居る

前部

神に對する愛

廿一 凡ての誠命に於て注意すべき事は神は其處に何を禁じ何を命ずるか換言すれば吾等の行ふ可からざることは何か又行ふ可きこととは何かと云ふことである

第一誠

我は主たる汝の神なり汝わが面の前に我の外何物をも神とすべからず

廿二 主たる神は律法を布告し給ふ時に當り我は汝の神エホバ汝をエジプトの地その奴隷たる家より導き出せし者なりといふ聖言を

以て始め給ふた

廿三 此十誠の緒言を以て神は吾等に忠義を要求す可き權利あることを知らしめ又吾等の彼に忠義を盡すべき義務あることを悟らしめ給ふた何故なれば神のイスラエル人を埃及の奴隷たることより彼の民として救出せし如く彼は吾等をも罪と死と悪魔の權威より彼の撰民として救出し給ふた

(イザヤ四十四〇 二十一より二十三を看よ)

爾曹は選れたる族王なる祭司 聖民神に屬ける者なり此は爾曹をして召して幽暗より出し其異光に入給ひし者己の徳を顯さしめん爲に爾曹を此の如き者となし給へる也 (彼前二〇九)
我々は神の遣り給へる者なり即ち我々をして善事を行はしめん爲にキリストイエスの中に遣り給へり此事は神われらに行はせんとて預め備へ給ひし所なり (弗二〇七)

廿四 第一誠にエホバの神の外何物をも神とすることを禁ぜられて居

る而して外の物を神として拜むことを偶像を拜むといふ

廿五 異邦人の如く被造物を神と信ずるのを公然に偶像を拜むことと

いふ

之を拜むべからずこれに事ふべからず (出廿〇五)
汝の目をあげて天を望み日月星辰なる凡て天の群衆を觀誘はれてこれを拜み
之に事ふる勿れ (申四〇十九)

主たる爾の神を拜し惟之にのみ事ふべし (太四〇十)

廿六 眞の神を知ると雖も人若し他の物を信じて頼み恐懼れ且つ獨一

の神よりも増して愛するならば之を隠密に偶像を拜むことと云

ふ

廿七 如斯吾等は自己と人と世とを偶像とすることが出来る

若し神よりも自己をあいし神の恩恵と祐助を棄て自己の知識と

廿八

能力と義に頼る事は自己を偶像とすることである
知慧ある者はその知慧にほこる勿れ力ある者は其力にほこる勿れ富者はその
富にほこることなかれ誇る者はこれを以て誇るべし即ち明智して我を謙る事
とわがエホバにして地に仁恵と公道と公義とを行ふ者なるを知る事是なり
(耶九〇廿三||廿四)

廿九 又吾等若し神よりも父母配偶子供朋友恩人或は此世の偉人を敬

愛し服従するならば此人々は吾等の偶像である

我よりも父母を愛む者は我に協ざる者なり我よりも子女を愛む者は我に協ざ
る者なり (太十〇廿七)

人に従ふより神に従ふは爲すべき事なり (使五〇廿九)

おほよそ人を待み肉をその情とし心にエホバを離る人は誼るべし (耶十七〇

五)

三十 神の恩恵と靈魂の救を求めずして此世の榮譽と高位と富裕と快
樂とを愛し求めるならば此世は吾等の偶像である

この世あるひは此世にある物を愛する勿れ人もし此世を愛せば父を愛するの愛その裏に在なし凡世にあるもの即肉體の慾眼目の慾また勢より起る驕傲これらは皆父より出るに非ず世より出ずるもの也此世と世の慾とは逝るものにて神の旨を行ふ者は永遠に在なり(約壹二〇十五||十七)
彼等の終りは滅亡なり己が腹を其神となし己が羞辱を其榮となす彼等は惟世の事をのみ念へり(腓三〇十九)

ルイテルは第一誠を次の如く説明して居る

「我等は總の事物に優りて神を敬愛し且信委すべし」と

卅一

此説明の如く神は第一誠に於て吾等は總ての事物に優りて神を畏れ敬愛し且彼をのみ信任すべきことを命じ給ふた

卅二

憐恤深き神に逆ふことを何よりも謹む事は總ての事物に優りて神を畏ることである此嬰兒的畏懼は刑罰の恐怖より起る奴隸的恐怖と正反對である

我いかで此おほいなる慈をなして神に罪をおかすをえんや(創卅九〇九)
エホバを畏るゝ事によりて人惡を離る(箴十六〇六一)
神汝らを試みんため又その長柄を汝らの面の前におきて汝らに罪を犯ささらしめんために隠みたまへるなり(出二十〇二十)

卅三

總ての事物に優りて神を敬愛しむとは心の中にエホバを最も尊き寶とし彼及彼の聖語を我が喜悅となして彼の命令を守る事である

汝のほかは我たれをか天にもたん地には汝の他に我慕ふものなしわが身とわが心とはおとろふされど神はわが心の磐わがとしへの嗣子なり(詩七十三
〇廿二||十八)

神の誠を守るは是即ち神をまいる也(約壹五〇三)

卅四

神にのみ信じ委すとは神の約束の果されざるが如く見ゆる時にも又は祐助なきが如く見ゆる時にも嬰兒的の信頼を保つことである

不信をもて神の約束を疑ふことなく反て其信仰を篤して神を尊め神は其約束し給ふ所を必ず成得べしと心に決む (羅四〇廿一廿二)

なんぢの途をエホバにゆだねよ彼によりたのまば之をなしとげ (詩三十七〇五)

あゝわがたましひよ汝なんぞうなたるしやなんぞ我がうちに思ひみだるるやなんぢ神をまちのぞめわれ尙わがかほの助なるわが神をほめたたふべければなり (詩四十二〇十一)

卅五

第一誠は凡のいましめを含んで居る蓋は神をおそれ敬愛しみ且信じ委ざれば一の誠命をも守る事は出来ない神をおそれ敬愛む事は吾等の凡の善行の源泉である故にルーテル博士は凡の誠命の説明の冒頭に「吾等は神をおそれ且敬愛む故にと云つて居る

エホバをおそれよは智慧のはじめなり (詩百十一〇十)

第二誠

汝の神エホバの名を妄に口にあぐべからずエホバはおのれの名を妄に口にあぐる者を罰せては於かざるべし

第二誠は神の聖名に就て記されてをる三位一體の神は自己に關して聖書に教へ又其に依て聖言と聖禮典に於て吾等に自己を分與し給ふ事によりて神の聖名の意義は現はされる普通に唱へられる神の聖名はエホバ(存在者)神主耶蘇基督造物主贖罪主等である

かれの名はつねにたえずかれの名は日の久しきごとくに絶ることなし人はかれによりて福祉をえもろくの國はかれをさいはひなる者となえん (詩七十二〇十七)

ルーテルは此誠命を如斯説明して居る

「我等は神を畏懼れ且敬愛しむが故にその聖名によりて呪咀誓
魔法を行ひ虚言又は騙欺くべからず然れども必要の場合に於
ては何時にても聖名を呼求め祈禱讚美感謝を以て神を禮拜す
べし」

卅七

此誠命に於て神の聖名を妄に使用することを禁ぜられて居る

卅八

神の聖名を妄に使用するとは仍ち神を敬はず不信を以て聖名を

口にする事である或は輕薄に偽善者の如く輕侮する事を以て

神の聖名を用ゐ又凡て聖者と交際することである

卅九

此ルーテルの説に従へば此は特別に神の聖名によりて呪咀誓約

魔法を行ひ虚言又は騙欺く事によりて起る

四十

神の聖名を呪咀に使用ふるとは自己又は隣人に惡事を神に願ひ

或は神と其聖名を輕じ汚し又は彼の祐導を怨言く事である

凡てその神を誣ふ者はその罰を蒙るべし(利二十四〇十五)

吾等舌をもて主なる父を祝また之をもて神の形に像りて造られたる人を誣ふ

祝と誣一の口より出づ我兄弟よ此の如きこと有べきに非ず(各三〇九十一)

我との我にむかひて誣くところの惡しき會衆を何時迄赦しおかんやサイヌラ

エルの子孫にむかひて誣くところの怨言を聞けり(民十四〇廿七)

四十一

神の聖名を誓約に用ふるとは自己の談話を確證する爲に神を

證人とし返報者として自己を信用さすることである而して此

を無用にして輕薄なる且惡習慣によりて行へば此を罪的誓約

と云ふ

四十二

凡て神の他惡魔或は何物によりて誓約とも其は罪惡である何

となれば如斯誓約は神の聖名を輕ずる事を意味して居る

古の人に告げて低の誓を立つること勿れなんぢ誓ふ所は必ず主に遂ぐべし

と言へることあるは爾誓が聞し所なり然れど我なんぢらに告げん更に誓ふ

こと勿れ天を指し誓ふこと勿れ是神の座位なればなり指して誓ふこと

勿れこれ神の足登なれば也エルサレムを指して誓ふこと勿れこれ大王の京城なればなり爾の首を指して誓ふこと勿れそは一すじの髪だに白し黒くすること能さればなり爾曹たゞ是々否々といへ此より過ぐるは惡より出るなり (太五〇卅三より卅七)

四十三

基督教國に於て政府の命令に依り神の榮光と人の利益を圖らんため法廷に於て行はるゝ誓約は赦されたる誓約である

汝の神エホバを畏れてこれに事へその名を指て誓ふことをすべし (申六〇十三)

凡そ人己より優たる者を指て誓ふまた事を定むる誓は凡て彼等の争辨を止むるなり (來六〇十六)

祭司の長こたへて彼に曰けるは爾キリスト神の子なるか我なんちを活神に誓はせて之を告げしめんイエス彼に曰けるは汝が言る如し (太廿六〇六十三一六十四)

四十四 四十五の兩節は誓約に關して更に詳細に説明してあ

四十六

我が我國情に適せざるを以て譯者之を省く

神の聖名を魔法又は卜筮に使用するとは祈禱と眞心を以て知り得べき或は表示されざる神の奧義を聖名と聖言を濫用して伺はんとする事である

汝等惡鬼者を持つなかれト筮師に問ふことを爲して之に身を汚さるることなかれ我は汝の神エホバなり (利十九〇三十一)

四十七

神の聖名を虚言に使用するとは神の命令と約束を曲解し聖言を虚言の教となし此を以て自己と人を不信と虚偽の精神と不敬虔と罪惡とに誘ふことである

萬殊なる教と異なる教に搖蕩さるゝ事なかれ (來一三〇九) 汝のあしき念いつまで汝のうちにあるや (耶四〇十四)

これ奇しき事にあらざサタンも自から光明の使のかたちに變ずるなり是故に彼の役者たとひ磯の使者のかたちに變ずるとも大なることに非ず彼等の終は必ずその爲すところに應ふべし (哥后十一〇十五一十六)

愛する者よ凡の靈を信する勿れその靈神より出づるや否を試むべし (約壹四〇二)

四十八

神の聖名を騙欺く事に使用するとは外部と不潔る目的を持たずから敬虔の貌と聖言を慕ふ者の如くして之を心にせず口にのみ用ふることである此を偽善と云ひ又聖人らしくすると稱ふ

それ神はいましめに爾の父母を敬へ又父母を罵る者は殺さるべしと宣給へり (太十五〇八)

なんぢは教をにくみわが言葉をその後につづるものなるに何のかかはりありてわが律法をのべわがけいやくを口にどりしや (詩五十〇十六十七) 彼等は敬虔のかたちあれど實は其敬虔の徳を棄なんぢ此の如き者を選べし (提後三〇五)

四十九

第二誠を犯す罪を輕ずる人に神は此誠命に附加してその名を妄に口にあぐる者を罰せてはちかざるべしと烈しく脅迫し給ふた

自ら欺く勿れ神は懲るべき者に非ず (加六〇七)

五十

此誠命に於て神は聖名を正當しく使用することを命じ給ふた

五十一

神の聖名を正當に使用することは必要の場合に於ては何時にても聖名を呼求め祈禱感謝讚美を以て神を禮拜むべしとのことである

五十二

神の聖名を呼求むるとは靈的肉體的の如何大小を問はずすべて必要なる場合に於て神の祐助を求める事である

(詩五十〇十五)

五十三

神の聖名によりて祈禱るとは嬰兒的信仰を以て萬事を神と俱に語る事である

斷ず祈るべし (撒前五〇十七)

五十四

神の聖名を感謝するとは謙遜りて自己の價値無きとを認はし

神より與へられたる祐助と善業に就て感謝することである

いとかたき者よエホバにかんしやし聖名をほめたたふるは善かな (詩九十

二〇一)

五十五

神の聖名を讚美するとは心に於て神の高大なる裕かなる愛の人格を恭しく研究し口に於て彼の神の特質を認はし又行爲に於て彼の美妙なる聖業と尊重き聖名を崇めることである

わが靈魂よエホバをほめまつれわが畏なるすべてのものよそのきよき名をほめまつれわがたましひよエホバを讚まつれそのすべての恩恵をわするるなかれ (詩百三〇一二)

第三 誠

安息日を憶へてこれを聖潔くすべし

五十六

神は六日の間に世を造り七日目に一切の業務より息み給ひし

如く吾等にも一週間の中六日を勞のため一日を安息のために定め給ふた

五十七

罪惡に陥らざりし以前には勞働は人の喜ばしき業務であつた今日も尙それてなければならぬがこれは人の墮落に依り罪の性質の重荷と變つた

五十八

されど吾等は其に拘らず神の命令に服ひ如何に困難であつても勞働を愛し忠實に之を勵なればならぬ何故なれば之に依て吾等は罪惡に陥入る多くの誘惑より免れることが出来る之に反して怠惰は罪を醸す

五十九

人には此世の業務の外に更に尊ひ業務がある人はまづ第一に神の國と其義とを求めなければならぬ

六十

此尊き業務に對して世の業務の障礙とならざらんため神は一

六十一

日を靈魂と肉體との安息のため設け給ふた
 安息日は舊約時代には一週間の七日目であつて即ち土曜日て
 サツパス「安息」と稱へられた併し新約初代に於て基督教會は一
 週間の第一日を安息日として聖別した蓋は我等の主キリスト
 は日曜日に死より甦り給ふた故に其日を又主の日とも云ふ
 安息日は人の爲に設けられたる者にして人は安息日の爲に設けられたる者に非
 ず然ば人の子は安息日にも主たる也 (可二〇廿七—廿八)

六十二

吾等は基督の中にある自由を用ゐて基督者は今も尙安息日の
 法律を日曜日に當徴める吾等は此日を神の命令に服従し聖別
 する即ち神と偕に何の妨げなく必要なる靈の交際を果さんと
 の聖潔さ目的を以て六日の勞働日より聖別するのである
 是故に或は飲むこと或は食ふこと或は飾りあひるは月期或は安息日の事によ
 り人は爾曹を議する事あたはず此等皆來らんとする者の影にして其眞の影

六十三

はキリストに屬けり
 此外基督教會は贖罪の事業の重要なる出來事を紀念するため
 特別なる祝がある其は即ち降誕節善き金曜日復活日昇天日及
 五旬節である日曜日の如く聖別されたる此祝祭により一年を

六十四

クリスマス期復活期ペンテコステ期の三時期に分つ
 安息日に吾等は聖言と祈禱とを以て神と交際し彼に安息を求
 めて永遠の安息に入るの準備をせなければならぬ併し之に由
 て平日聖言を使用し祈禱することを怠れと云ふ意ではない蓋
 は斯の如き人は眞心を以て安息日にも神と交際はらない之に
 反して安息日を眞心を以て嚴守する人は平日にも聖言を以て
 祈禱する時を持つのである

我々の國は天に在り (腓三〇廿)

六十五

然ば安息は神の民に遣れり (來四〇九)
聖言と祈禱を輕侮じ又怠る人は神の安息と喜悅とを味ふこと
能はず彼等は公會の禮拜に連ると連ならざるとに拘らず安息
日を守ることは出來ない

耳をそむけて律法を聞ざる者はその祈すらも憎まる。(箴廿八〇九)

六十六

基督教會は神との交通を公會の禮拜にて求めて行ふ所である
萬軍のエホバよなんぢの帷帳はいかに愛すべきかなわが靈魂はたえいるば
かりにエホバの大庭をしたひわが心わが身はいける神にむかひて呼ぶ誠や
すゞめは高りをえ燕子はその雛をいる、巢をえたり萬軍のエホバわが王わ
が神よこれなんぢの祭壇なりなんぢの家にすむものは福ひなりかゝる人は
つねに汝をたゞえまつらんその力なんぢにありその心シオンの大路にある
者ばさいはひなり (詩八十四〇五一)

なんぢの大庭にすまふ一日は千日にもまされりわれは惡の幕屋におらんよ
りは寧ろわが神のいへの門守とならんことを欲ふなりそは神エホバは日な

り盾なりエホバは恩とえいくわうとをあたへ直くあゆむものに善物をこば
みたまふことなし萬軍のエホバよなんぢに依頼むものはさいはひなり (詩
八十四〇十一十二)

六十七

公會の禮拜式の主要部は左の如し

讚美 祈禱 聖書朗讀 説教 聖禮典

此誠命をルーテル博士は次の如く説明する

我等は神を畏懼れ且愛敬しむが故にその聖言聖日及び福音
の講話を輕侮することなく却りて聖し之を考究へ快く聽從
ひ又學ぶべしとのことなり

六十八

第三誠は安息日を犯す事に就て禁ぜられて居る

六十九

安息日を犯すとは聖語聖日及び福音の講話を輕侮すること
ある即ち教會の集會を無用となして禮拜を怠り個人又は信者

と俱に聖言を讀まず之を考究せずして主の目を世の快樂労働
商業或は怠惰に用ふる事である

われら互に顧みて愛心と善行を激勵し會集を繰る或人にならふことなく共に
に相勸め共日いよいよ近くを見て益此ごとくなすべし (來十〇廿四―廿五)
キリストの道をして爾曹の心に存て充足しめ諸の智慧により詩と歌と靈に
感じて作れる賦とを以て互に相勸め恩に感じて心の中に原を讚美す
べし (西三〇十六)

七十

よし安息日に禁ぜられたる世の業務も基督教的愛と止むを得
ざる場合には許可される

神なる父の前に潔して穢なく事ふることは孤子と寡婦と其患難の中に在る
また自ら守て世に汚れざる是なり (各一〇廿七)
人は羊より優ること幾何ぞや然ば安息日に善き行は宜し (太十二〇十二)

七十一

神は第三誠に安息日を聖潔くすることを命じ給ふた此は神の
聖言を聖とし快く聽學ぶ事によつて完ふされる之と同時に神

七十二

は又安息日の近く事を憶えて之を適當に守る準備をなす事を
命じ給ふ
神の聖言を聖とするとは其眞理と教訓とを人の案出したるも
のとせずして神御自身吾等に與へ給ひし聖言として憶へるこ
とである

是故に我儕神に向ひ爾曹が我儕より神の道を聞き時之を人の道とせず神の
道として受けたるを斷す感謝す此道は誠に神の道にして爾曹信ずる者の中
に働くなり (撒前二〇十三)

七十三

神の聖言を快よく聽くとは勵んで教會又は潔く明瞭に教ふる
其他の所に往き慕ひ求むる心を以てし個人或は衆多の人と共に
に聖言を攻究することである

エホバよ斯てなんぢの祭壇をめぐり感謝のこゑを聞えしめすべてなんぢの
奇しき事をのべつたへんエホバよ我なんぢのまします家となんぢの榮光の

とどまる處とをいつくしむ (詩二十六〇六一八)
みことばの滋味はわが唇にあまきこといかばかりぞや蜜のわが口に甘きに
まされり我なんぢの訓諭によりて智慧をえたりこのゆゑに虚偽のすべての
途をにくむ (詩百十九〇百三―百三)

(イエスの十二才の時宮殿に居りし事及マルタマリヤの事を
讀め)

七十四

神の聖言を快く學ぶとは吾等をして快よく聖言の眞の悟識に
成長して之を勵んで信じ聽かんことを望むことである

柔和を以て爾曹その心に殖たる所の靈魂を抄得道を受くべしなんぢら道を
行ふ者となるべし徒これを聞のみにして自己を欺く者となる勿れ (各一〇
廿一―廿二)
マリヤは凡て是等の言を心に記て思想しぬ (路二〇十九)
なんぢら益我々の主たる救主イエスキリストを知らんことと益その恩恵を
知ことを務むべし (彼后三〇十八)

後部

隣人に對する愛

七十五 凡ての人は吾等の隣人である蓋は吾等は皆アダムエバの裔で
あつて同じ血脈に屬してゐるものである併し殊に吾等の扶助
を要する者は吾等の隣人である

神は凡の民を一の血よりつくり悉く血の全面に住ませ豫め其時と住むこ
ろの界とを定め給へり (使十七〇廿六)
(詩十〇二十九以下を讀め)

七十六

吾等は縦令敵人でも誼ふ者でも凡ての人を愛さなければなら
ぬ

然ども我なんぢらに告げん爾曹の敵を愛み爾曹を誦ふ者を祝し爾曹を憎む
者を善視し視虐迫害ものゝ爲に祈禱せよ如此するは天に在ます爾曹の父の

第四 誠

汝の父母を敬へ是は汝の神エホバの汝にたまふ所の地に汝の生命の長からん爲なり

七十七

神の吾等に父母を與へ給しは神の僕又は代理者として世に於て吾等を養育し保護させん爲である

七十八

父母は其子女に對して神の僕代理者であるから神は此誠命によりて兩親を敬ふべき事を命じ給ふた

七十九

神は第四誠の緊要なる事を智す爲に此誠命に特別なる約束を附加へ給ふた其は此誠命に従ふ事は個人又は全國民に無限さ祝福を來すとの事である

ルイテルは此誠命を次の如く説明してをる

我等は神を畏懼れ且敬愛しむが故に兩親及び高貴き人々を輕侮じ又は嫌厭はしむる事なく却りて彼等を敬ひ愛しみ尊み且事へ従ふべしとのことなり

八十

此誠命は兩親主人及び吾等を統治する人々を輕侮じ又憤怒を起させる事を禁じておる

八十一

兩親主人及び統治者を輕侮ずるとは神の代理者なる事を忘れ彼等の憂樂を願ず却つて之を輕侮じ惡意を以て彼等の誠命を受くる事である

八十二

兩親主人及び統治者を厭はしむるとは不順と輕侮と横柄とを以て合沓上の嫌厭を起さしむる事である

その父あるひは母を撃ものは必ず殺さるべし (出廿一〇十五)

おのれの父母を罵るものはその燈火くらやみの中に消ゆべし (箴二十〇二)
十)
汝を生める父にきけ汝の老たる母に聞け (箴廿三〇廿二)
おのれの父を嘲り母に従ふことをいやしとする目は谷の鴉これを抜いだし
鶯の雛これを食はん (箴三十〇十七)

八十三

此誠命に於て兩親及高貴き人々を敬ひ愛しみ尊み且事へ従ひ

八十四

常に彼等を心に銘むべき事を命ぜられて居る
彼等を敬ひ尊むとは心より彼等を尊敬し言と行とを以て彼等

八十五

の前に謙遜る事である
彼等を愛しむとは彼等を神の貴き恩賜として心より彼等の幸

八十六

福を希ひ之がために祈り且此誠命を喜悅と満足とを以て守る
事である
彼等に事ふるとは彼等の命令なくとも萬事に於て彼等を伏加

け懸念し又善福を計る事である
(ヨセフの歴史を讀め)
彼等に従ふとは神の聖言と良心に背かざる限り凡ての事に於
て彼等に服従する事である蓋は吾等は常に人に従ふより神に
従はなすべき事なり (使五〇二十九)

八十七

彼等を常に心に銘むるとは彼等の不在中にも恰かも彼等の目

八十八

前にあるかの如く舉動する事である
汝等おのゝその母と父を畏れ (利十九〇三)

八十九

我子よ汝の父の教をきけ汝の母の法を棄ることなかれこれ汝の首の茅はし
き冠となり汝の頸の裝飾とならん (箴一〇一八九)

九十

子たる者よ爾曹すべての事二親に従ふべし是主の位び給ふ所なり (西三〇
二十)

八十九

尊貴き人とは神の定則に由て兩親と共に父たるの權利を持て

る凡ての人を指す其は政治を司る人々や教師や主人たる者は皆此中に含まれて居る

九十

然は此誠命は國民や教訓を受ける人又は僕婢等に與へられたものである

九十一

兩親や政治を司る者又は主人たる者は神の僕或は代理者として其命令の下にあつて保護を要する人々の靈肉の益を計り又彼等の良き模範として自己を保たなければならぬ

九十二

神は此四誠に於て吾等の上に權力を有てる者に對する義務を教へ給ふた併し次の誠命により吾等總體の守るべき義務を教へ給ふ

第五 誠

汝殺す勿れ

九十三

生命は貴重なる神の恩賜にして其目的は神と吾等の結合を持たしめる事である而して吾等の生涯は極めて大切にして尊貴き恩惠の期なれば神は此誠命によりて吾等の生命と生涯を保護し給ふ

ルイテルは此誠命を左の如く説明して居る

我等は神を畏懼れ且敬愛しむが故に隣人の身體と靈魂に傷害と不義を加ふることなく却りて彼等が危難又は究乏に陥りたる場合に於ては彼を扶助け慰藉むべし

九十四

此誠命に於て隣人の身體と靈魂に如何なる傷害をも加ふること勿れと禁誠れて居る

九十五

隣人の身體と靈魂とに傷害を加ふるとは何等の權利をも有せ

ず或は狡猾なる計書を以て直接に間接に彼の生命を奪ひ又は其健康を傷害する事である

凡そ人の血を流す者は人其血を流さん其は神の像のごとくに人を造り給ひたればなり (創九〇六)

彼は爾に益せん爲の神の僕なり若し悪を行はば畏れよ彼は徒に刃を操らず神の僕たれば悪を行ふ者に怒をもて報ゆる者なり (羅十三〇四)

九十六

然し神は政府に對つて悪人に死刑を加へ且刃を以て其仇敵より國民を保護する權利を附與し給ふた

九十七

隣人に對して不義を加ふるとは彼等に宿れる神の貌を敬はず却て心に隠れたる輕侮の念をば人を傷害する殘忍なる言葉に現はし又輕ずる所業をなして不快と憤怒の情を起さしむる事である其と同時に頑固と無慈悲を以て出來得る場合にも彼等を扶助ない事である

九十八

我なんぢらに告げん凡て故なくして其兄弟を怒る者は審判に干からん又その兄弟を愚者よといふ者は集議に干からん又狂妄よといふ者は地獄の火に干かるべし (太五〇廿二)

九十九

凡そ兄弟を憎む者は即ち人を殺す者なり (約壹三〇〇十五) 人善を行ふ事を知りて之を行はざるは罪なり (各四〇十七) 此誠命には又靈的殺害即ち人を罪に誘惑ひ陥入れることを禁ぜられて居る

第五誠により吾等は自殺する事と一生涯の貴重なる目的を忘れて饗發醉酒また奸淫好色其他悪行をなして生命を短縮する事を禁じて居る

我々のうち己の爲に生きおのれの爲に死る者なし蓋はわれら生るも主の爲に生き死ぬるも主の爲に死この故に或は生きあるひは死るも我々はみな主

のもの也 (羅十四〇七八)
惡をなさんと謀る者は邪曲なる者と稱ふ (箴三十四〇八)
行を端正し其あゆむ如くすべし 發發醉酒また奸淫好色また争闘嫉妬に歩む
こと勿 (羅十三〇十三)

自由(じゆう)に自己(じこ)の生命(せいめい)を奪(うば)ふ者(もの)即(すなは)ち自殺(じそく)する者(もの)は恩惠(めぐみ)の時(とき)を失(な)つて
其罪(そのつみ)に於(お)て死(し)ぬる者(もの)である

百〇一 (サウロとイスカリオテのユダの事蹟を讀め)
第五(だいご)誠(まこと)に於(お)て命(いのち)ずる事(こと)は他人(たにん)が危難(きなん)又は究乏(きゆうぼう)に陥(お)りたる場合(ばあひ)
に於(お)て彼(かれ)を扶助(たす)け慰藉(びやく)むべしとの事(こと)である

百〇二 此(この)行(かう)爲(ゐ)は隣人(となりびと)を憐(あは)れみ自己(じこ)の利益(りえき)を計(はか)らず靈(れい)的(てき)と肉體(にくたい)的(てき)とに必(ひつ)
要(た)なる場合(ばあひ)に彼(かれ)を扶助(たす)け平和(へいわ)を以(もつ)て彼(かれ)と與(とも)に交際(かうさい)する事(こと)であ
る
此人(このひと)知(し)べし罪人(つみびと)を其迷(そのまよ)へる道(みち)より引反(ひきか)すは乃(すなは)ち其靈魂(そのれん)を死(し)より救(すく)わかつ多(おほ)くの

罪(つみ)を掩(おほ)ふことを (各五〇二十)
また飢(う)たる者(もの)になんぢのパン(パン)を分(わか)ちあたへさすらへる貧民(せいみん)をなんぢの家(いへ)に
入れ裸(はだか)なる者(もの)をみてこれに衣(い)せおのが骨肉(こつにく)に身(み)をかくさざるなどの事(こと)にあ
らざや (賽王十八〇七)

此(この)故(ゆゑ)に爾曹(なんぢら)神(かみ)に選(えら)ばれ聖潔(せいけつ)かつ愛(あい)せらるる者(もの)となりたれば慈悲(じい)矜恤(けいしつ)謙遜(けんそん)柔
和(わ)忍耐(にんたい)を衣(い)よ爾曹(なんぢら)互(たがひ)に容忍(ようにん)をなし若(も)し人(ひと)に責(せ)むべき事(こと)あらば之(これ)を恕(ゆる)せキリ
スト爾曹(なんぢら)を恕(ゆる)し給(たま)へる如(ごと)く爾曹(なんぢら)も然(しか)す (西三〇十二、十三)

百〇三 此(この)誠命(せいめい)は又(また)自己(じこ)の生命(せいめい)を保護(ほご)し且(かつ)此(これ)を與(あた)へし者(もの)の目的(もくてき)に沿(そ)
ひ彼(かれ)の榮光(えいこう)を現(あら)はすために仕(つか)ふる事(こと)を求(もと)める

第六誠

汝(なんぢ)姦淫(かんいん)する勿(な)れ

百〇四 ルーテル博士(はかせ)は此(この)誠命(せいめい)を次(つぎ)の如(ごと)く説明(せつめい)して居(を)る
我等(われら)は神(かみ)を畏懼(おそ)れ且(かつ)敬愛(けいあい)しむが故(ゆゑ)に言葉(ことば)と行爲(ぎやうゐ)とに於(お)て貞(まこと)

節と清潔とを守り相互にその配偶を愛み敬ふべしとのこと
なり

百〇五

此誠命には慾念と思想と言葉と態度と行爲とを以て姦淫する
事を凡て禁じてをる

凡そ婦を見て色情を起す者は中心すてに姦淫したる也 (太五〇廿八)
なんぢら淫を避けよ人の凡て行ふ罪は身の外にあり然ど淫を行ふ者は己が
身を犯すなり (哥前六〇十八)
聖徒たるに符ふごとく奸淫および他の汚穢たる事また貪婪ことを互に言ふ
ことだに爲勿れ姦淫と浮言と戯言を言なかれ是宜しからざることなり寧ろ
謝することをすべし (弗五〇三四)

百〇六

此に反して神の此誠命に於て獎勵し給ふ事は心を清く有ち言
葉と態度と行爲とを以て正直なる生涯を送り而して夫婦は相
互に其配偶を忠實に愛しみ敬はなければならぬと云ふ事であ

る

爾曹の身は爾曹が神より受けにる爾曹の衷にある聖靈の殿にして爾曹は爾
曹の屬に非ざる事を知らざる乎そは爾曹は價もて買はれたる者なればなり
是故に神のものなる爾曹身に於ても靈魂に於ても神の榮を顯はすべし (哥
前六〇十九―二十)
なんぢら婚姻の事を凡て費め又寐をも汚すこと勿れ神は苟合また奸淫する
者を非判たまはん (來十三〇四)

(ポテビルの家に在りしヨセフの事蹟を讀め)

百〇七

神が人を始めて創造り玉ひし時に夫婦の制度を立て即ち男女
を夫婦となして清き結合を以て一生涯を送り相互に助け合ひ且
其人類の繁殖を計り又神の國の爲めに成育させんとて此制を
定め玉ふた

エホバ神言たまひけるは人獨なるは善からず我彼に適ふ助者を彼のために
造らん (創二〇十八)

神彼等に言たまひけるは生よ繁殖よ地に満ちよ (創一〇廿八)
是故に人父母に離れて其妻に合二人のもの一體となるなりといへるを未だ
讀まざるか然ばはや二には非ず一體なり神の合せ給へる者は人これを離す
べからず (太十九〇五六)

百〇八

若し此夫婦の制度の目的を成就せんと欲せば即ち清潔にして
幸福なる結合をなさんと欲せば神の聖名を以て始め又此夫婦
の制度の一生涯に於て如何に大切なる關係を有するかを深く
究べて精神の合一を計り愛を以て結合し自由に身を相許さね
ばならぬ

爾曹の爲所の諸事あるひは言あるひは行みな主イエスの名の爲に之をなし
彼に由て父なる神に感謝すべし (西三〇十七)

第七 誠

汝盜む勿れ

百〇九 此誠命には財産に就て吾等と隣人との關係を記されてある
神は其智識により特種の標準を以て此世の財寶を人に分ち玉
ふた之に由りて人は神の榮光の爲に愛を以て相互に事へねば
ならぬ

百一十 富者は其富を以て驕傲り不人情と欲情に陥らぬ様に注意せね
ばならぬ貧者は其貧乏によりて失望せず又眩き人を怨恨まぬ
様に心掛けねばならぬ

汝此世の富者に命ぜよ驕ることなく定なき財を持つことなく唯われらを樂
ませんとて諸物を豊に賜ふ神を持ちまた善を行ひ善き行に富み惜みなく旋
濟をなして人と共にし斯て己の爲に善基を蓄へ未來の備をなすべし是眞の
生命を得んためなり (提前六〇十七一十九)

我をして貧からしめずまた富しめす唯なくてはならぬ糧を與へ玉へりそは我あきて神を議らずといひエホバは誰なりやといはんことを恐れまた貧くして窃盗をなし我神の名を汚さざらんことを恐るればなり(箴三十〇八、九)神を敬ひて足ることを知るは大なる利なりわれら何を携へて世に來らず又何をも携へて往くこと能はざるは明かなりそれ衣食あらば之をもて足とすべし(提前六〇六八)

(富者とラザロの話を読め)

ルーテル博士は此誠命を次の如く説明して居る

我等は神を畏懼れ且敬愛しむが故に隣人の金銭又は所有を盗み不正又は詐欺の行爲によりて己の資産を蓄積ふることなく却りて隣人の所有物を保護りまた増加ふる様かれを扶助くべしとのことなり

百十二 第七誠に於て神は吾等に盗むことを禁じ玉ふ

百十三

盗むとは強盜窃盜拵摸又は高利を以て金銭を貸付ける事などを含めて居る其他狡猾なる所爲を以て劣等なる品物を高價に賣付け或は職務に不忠實にして怠り此外正當なる報償を與へずして隣人の所有物に損害を加ふる事なども矢張盜むことである凡て此等は利己心と不正直より起る罪であつて此れのみ

にても既に第七誠を犯したるわけである
神の旨は兄弟を欺きかつ害せざらん事を要め給ふ凡て斯る悪事を行ふ者に主報をなし給ふなり(撒前四〇三一六)

利を以て貸さず息を取らず手をひきて惡を行はず眞實の判断を人と人との間になしわが憲法にあゆみ又我法律を守りて眞實を行はば是職者なり彼は生べしエホバこれを言ふ(結十八〇八一九)

不義なもて其室をつくり不法をもて其構を造り其隣人を備ふて何をも與へず價を拂はざる者は禍なるかな(耶二十二〇十三)

(賭博など不正の行爲を以て利を貪る事も此誠を犯す事)

ある)

百十四

此誠命に依りて隣人の生活を扶助け又其所有物を保護りて増加ふる様彼を扶助く可き事をも命ぜられて居る

百十五

其隣人の所有物と生活とを扶助けて保護するとは彼に對て正直と忠實とをつくし利己心をいだかすして勞働と忠告とを以て其所有物と生活とを安全ならしむるために扶助くる事である

衆人の善しとする所を心に記めて之をなし (羅十二〇十七)

爾曹受くべき所の人には之を與へよ貢を受くべき者には之に貢し税を受くべきものには之に税し (羅十三〇七)

人皆己が益を求むるなく各人の益を求むべし (哥前十〇廿四)

神の各様の恵を用る善家宰の如く各人その受けし所の賜を以て互に施すべし (彼前四〇十)

百十六

此誠命は又吾等に正直を以て自己の所有物を増加へ正當に之を處理する事を命ずる然ば吾等は勉勵みて働さ又節儉して神の吾等に與へ玉ひし賜について満足せねばならぬ

われ此の如き者に靜かに工をなして己のパンを食せんことを吾等の主イエスキリストに託りて命じ且勸む (撒後三〇十二)

すこしの物を有てエホバを畏るゝは多くの寶をもちて擾煩あるに愈る (箴十五〇十六)

第八誠

汝その隣人に對して虚妄の證據をたつる勿れ

百十七

此誠命に於ては隣人の名譽に就て記されてある

百十八

神の聖旨に適ふ聖き名譽は尊貴き寶である
嘉名は大なる富にまさり恩寵は銀また金よりも佳し (箴二十二〇一)

ルイテル博士の説明は左の如し

百十九

我等は神を畏懼れ且敬愛むが故に隣人を誣毀内應讒訴し又は障害となるべき報告をなす事なく却りて彼を辨護り譽め其ほか總て彼の行爲を最も親切に取扱ふべしとの事なり此誠命には隣人に對して虚妄の證據をたつる事を禁ぜられてをる換言すれば隣人に對して凡ての愛と眞實に反する話をなすことを禁せられてをる

百二十

隣人に虚妄の證據をたつることを虚言と云ふそは惡魔は大昔より虚妄の子と稱られて居る(約八〇四十四)

百廿一

虚妄の證據を立てるとは虚言を以て隣人を迷はし欺くことである又隣人を誣毀内應讒訴し或は障害となるべき報告をなすこととてある

斯て証言を去おのく其隣に眞を言べし益はわれら互に益なれば也(弗四〇二十五)

百廿二

誣毀るとは事實無根のことを談話し又は證據する事である(賽五〇廿を看よ又アブラハムポテバルの妻及び王上廿一〇に記載されるナボテの事蹟をよめ)

百廿三

隣人を内應するとは徒らに世辭を以て交際し有害にして無益なる秘密を公表して彼に害を加ふることである往て人の是非をいふ者は密事を洩らし心の忠信なる者は事を密す(箴十一〇十三)

百廿四

隣人を讒訴するとは彼に隠れて其人を惡口する事である隣人の障害となるべき報告をなすとは眞實にても虚實にても其人の名譽を毀損する様に評判をなすことである

百廿六

此誠命に於て吾等に命ぜられたる事は隣人を辨護り譽め其他

百廿七

すべて彼の行爲を最も親切に取扱ふべしとのことである
此等のことを行ふことは總て虚妄の訴に反して隣人を辯護し
進んで彼に悪意を有たず好意を懷きて彼の長所を示す事であ
る又彼の缺點と弱點とを同情を以て批評しなければならぬ
不義を喜ばず眞理を喜び凡そ事包容おほよそ事信じ凡そ事のぞみおほよそ
事忍ぶなり (母前十三〇六一七)

百廿八

人は虚妄の證據を偽善と高慢とを以て自己に就てたつる事もある
汝等重ねて甚く誇りて語る勿れ汝等の口より慢言を出す勿れ (母前二〇三)
(殿に於て祈れるパリサイ人の事蹟をよめ)

第九 誠

汝その隣人の家を貪る勿れ

百廿九

此誠命に於て神は吾等に其隣人の家を貪る事を禁じ給ふと同
時に吾等の知りて尙ほ心に秘むる情慾も既に神の法律に逆ふ
避べき行爲上の罪と同一である事を教へ給ふた
ル―テル博士の説明は次の如し

吾等は神を畏れ且敬愛しむが故に隣人の家資遺産又は邸宅
を獲んが爲に奸計を以て或は法律上の正當を口實となして
争ふことなく却りて之を保有たしめんがために彼を扶け導
くよう心懸くべしとのことなり

百三十

隣人の家とは彼の「家資と遺産」及凡ての財産を含んで居る
人は隣人の家に對して心中に惡慾を抱く時は種々の惡計を以

百卅一

て又は法律上の正當を口實となして終に其家資を奪ふに至る
慾すてに孕みて罪を生み罪すてになりて死を生む (各一〇十五)

悪者よ戦者の家を窺ふなかれその安居所を攻ること勿れ (箴二十四〇十五)
(ナボテの葡萄園に於ける事蹟をよめ)

百卅二

此誠命は吾等に隣人の家を貪る慾情を殺し而て彼が其全財産を保有ちて之を善用せんために彼を扶け導く様に命ずる
おのく己が事のみを顧みず人のことをも顧みよ (腓二〇四)

第十誠

汝の隣人の妻及其の奴婢牛驢馬並に凡て汝の隣人の所有を貪る勿れ

ルイナル博士の説明は左の如し

我等は神を畏懼れ且敬愛しむが故に隣人の妻をして夫を嫌厭はしめ奴婢を誘出しまたは家畜を放ち去らしむる所爲を

なすことなく却りて止りて其職務を盡すべき様彼等を勧め勵すべしとの事なり

百卅三

神は此誠命に於て隣人の財産を貪ることを禁ずると同時に吾等と共に生れし心の惡慾を神の聖き律法に逆ふ罪惡である事を教へ給ふた

夫律法に貪る勿れと言はされば我貪慾の罪たるを識らざるなり(羅七〇七)

百卅四

吾等と全時に生れし此惡慾は總ての善事をなすに不適當であつてすべての惡事に傾き易きものである蓋吾等は此罪を始祖より遺傳したからである凡て此より出する慾情と思考と言葉と行爲とを行爲的罪惡と云ふ

願よわれ邪曲のなかに生れ罪にありて我母われをはらみたり (詩五十一〇五)

百卅五

吾等と共に生れし此惡慾は十誠に照寫して見ると己の所有な

らざる隣人の所有を食つて居る而して此惡慾はルーテル博士の説明の如く隣人の妻をして夫を嫌厭はしめ僕婢を誘出すのである或は隣人の親戚に彼に對する信用を失はしめんとて勉めるのである

善なる者は我すなはち我肉に居らざるを知る (羅七〇十八)

百卅六

此誠命に於て神は此惡慾を絶息せしめ且潔き心を持たせて隣人の配偶と僕とを其義務と服従すべき事に忠實に完ふせんことを勵し誠めよと命じ給ふ

汝等よろしく聖くあるべし其はわれエホバ汝等の神聖くあればなり (利十

九〇二)

エホバの使者彼に言けるは汝の女王のもとに歸り身を其手に委すべし (創

十六〇九)

百卅七

以上の十誠に於て神は吾等に凡ての罪惡を禁じ完全なる清潔

と無罪とを求め玉ふ

百卅八

神の法律に叛く事は凡て罪惡であつて若し罪惡を犯し又は善を怠る時に神を怒らせ刑罰を受けねばならぬ

百卅九

而て神の求め玉ふ事は罪に陥りし人間に完ふする事は不可能であつても神は吾等の心に於ても行爲に於ても完全なる清潔を求め玉ふ事は正當である蓋は不變的の清潔を以て神は其初頭に愛を以て完全に造り玉ふた人間より常に同一の完全なる事を求めなければならぬ

なんぢは惡きことをよるこびたまふ神にあらざ (詩五〇四)

百四十

主たる神は其誠命に對して如何に義にして完全なる者であるかと云ふ事を彼は其聖言の何處にても示されてをる殊に此十誠の結論に現はれる

十誠の結論

我エホバ汝の神は嫉む神なれば我を悪む者に
 むかひては父の罪を子にむくいて三四代に及
 ぼし我を愛しわが誠命を守る者には恩恵を施
 して千代にいたるなり

此聖言をルーテルは次の如く説明して居る

神は凡て是等の誠を犯す者を懲罰むと嚴かに命じ給へり
 此故に我等は神の好み給はざることを恐懼れ誠命に逆ひて
 何事をも爲さざるべし然れ共神は總て是等の誠命を守る者
 には恩恵と祝福とを施すべしと約し給へり依りて我等は神

百四十一

を敬愛しみ信じ委せ且つ快く誠命に遵行ふべしとのことな
 り
 報償を與ふる嫉む主たる神は罪惡を罰する力を有し其聖言
 に於て凡て律法を犯す者を有限的無限的に罰する事を警戒
 し玉ふ

然れども争闘をなし眞理に順はず不義につく者には報るに怒と怒と難
 辛苦とを以てす此はユダヤ人を始キリシヤ人凡て惡を行ふ人に及ぶなり
 (羅二〇八一九)

百四十二

有限的刑罰とは此世に於て神の律法を輕侮じて犯す者の上
 に觀面に或は後日に臨む肉體と靈魂の總ての苦難である

百四十三

此有限的刑罰に就てエホバ神宜ふ彼を惡む者にむかひては
 父の罪を子にむくいて三四代に及ぼす即ち神は不義の子供
 を其自身の罪のため又は其不義なる兩親の罪のために罰し

玉ふのである而して不義なる其兩親に従はざる子供には此
有限的の刑罰は却つて有益なる懲と變ずる

罪を犯せる靈魂は死べし子は父の惡を負はず父は子の惡を負ざるなり
人の義はその人に歸し惡人の惡はその人に歸すべし (精十八〇廿)

(ダビデ王と其子アブサロムの事蹟をよめ)

百四十四

無限的刑罰とは神の憤怒と法律の罰の下に居る罪人に死後
地獄に於て永遠の滅亡として臨む

罪の價は死なり (羅六〇二十三)

百四十五

基督を信ずる者は罪を負はざる故に無限的刑罰は取除かれ
た之に反して不信の人には基督の恩惠の外に在る救に彼等
の罪は滅亡として彼等にのぞむ

是故に爾曹は己の罪に死んと我いひしなり爾曹もし我の彼なるを信ぜず
は己の罪に死ん (約八〇二四)

百四十六

律法にも其を完ふする人に永生を與ふる約束がある併し
乍ら罪惡に陥りし以來人は少しも神の法律を完ふする事が
出来ない故に一人も此道によつて永生を得る事は出来ない

イエス曰けるは爾の答へ然り之を行はば永生べし (路十〇二十八)

百四十七

併し神の法律を輕視して故意に其を犯してはならぬ蓋は神
の怒は此等の事によりて背逆者に至るのである之に反して
神は基督を信ずる事により真心を以て其誠命を守る者に大
なる祝福と恩惠とすべての善事とを約束し玉ふて居る

エホバよなんぢは義者にさいはひし府のごとく恩惠をもて之をかこみた
まはん (詩五〇十二)

百四十八

此御約束の祝福は恩惠によりて既に此世に於て與へられ而
てまた完全に永遠に於て與へられる此約束は吾等に敬愛し

七〇
み信じ委せ且つ快く誠命に遵行ふべき事を勵すのである之
と同時に神の警誠は他の方面に於て神の好み玉はざる處を
恐懼れ誠命に従ひて何事ともなさない様に教へるのは當然
である

百四十九

神は三四代に至るまで刑罰を加ふる事を警誠し玉ふけれど
も千代に及ぼし恩恵を施し玉ふとの事に就て神の慈愛は如
何に洪大にしてまた神は善事を如何に快く吾等に爲し玉ふ
かとの事を學ぶ事が出来る

エホバはあはれみと恩恵にみちて怒たまふことおそく仁慈ゆたかにまし
ませり (詩百三〇八)

法律の用法と目的

百五十二

神は我等に此律法を不義者を整頓させ信者を導者かせまた

萬人の鏡として與へられた

夫われら律法は善もの也と知る但し理に従ひて律法を用べし (提前一〇
八)

百五十一

法律は不義者を整頓させるものである蓋は人の心中の慾情
の最も烈しき爆發を止めるのである

律法は義人の爲に設たるに非ず不法なるもの不服なるもの不敬なるもの
罪惡なるもの不潔なるもの邪僻なるもの父を殺せるもの母を殺せるもの
人を殺せる者奸淫を行ふもの男色を好むもの人を擯むもの詞を言ふもの
偽誓ふ者また此ほか正理に悖ること有が爲に設たり (提前一〇九)

百五十二

律法は信者の導者である何んとなれば其誠命と注告とを以
て彼等は神の子供として如何に此世を送るべきかについて
示す

人よ彼さまに善事の何なるを汝に告たりエホバの汝に要めたまふ事は唯
正義を行ひ憐憫を愛し謙遜りて汝の神とともに歩む事ならずや (米迦六

〇八

百五十三

律法は萬人に對して鏡である蓋は律法は其清き要求によつて吾等の心にある思念と言語と行爲を汚す所の罪を顯かにする

百五十四

罪惡を明白にする爲に吾等は神の律法の前に自己を置き其に依りて内外部を調べねばならぬ

我等みづからの行をしらべかつ省みてエホバに歸るべし (哀歌三〇四十)

百五十五

然ば吾等は萬事に於て全く律法に反したる事實と其結果として律法の詛と審判の下に在る事を發見して辛き經驗を得る

みな曲て全く邪となれり善を作すものなし一人も有なし (羅三〇十三)

この律法の背を守りて行はざる者は血はるべし民みな對へてアメンといふべし (申二十七〇二十六)

百五十六

此に依りて罪人の心に平和の必要が感ぜられる而して彼等は福音の光を得ざる時に法律の要求を完ふして満足せんために熱心に奮發する

願くはわか心のうれひをゆるめ我をわざはいより脱がれしめたまへ (詩二十五〇十七)

百五十七

罪人は心の完全なる潔さを要求する法律の凡てを有たんとする時に人の奮發は徒勞であつて我は肉なる者にして罪の下に賣られたりとの恐ろしき證明を得る

われは肉なる者にして罪の下に賣れたり (羅七〇十四)

百五十八

斯如き律法は自己の力を殺して基督の許に驅逐するものとなる

誠命きたりて罪は活かへり我は死り斯て人を生さん爲の誠は反て是われを死しむる者となれり (羅七〇九一十)

264
284

百五十九

律法を立るは罪を増ん爲なり然ども罪の増とるには恩も愈増り (羅五〇二七)

滅亡て苦惱み扶助なき場合に人は全く自己に失望して福音と信經との示すすべての事を悦んで受けいれる

律法はモーセに由て傳はり恩寵と眞理はイエスキリストに由りて來れり (約一〇十七)

基督教教理律法の巻終

明治四十三年八月廿五日印刷
明治四十三年八月廿八日發行

長野縣諏訪郡上諏訪町桑原

溝口 彈 一

譯者兼
發行者

長野縣西筑摩郡福島町

ミンキネン

印刷者

東京市牛込區市ケ谷加賀町一丁目十二番地

飯田 三千太郎

印刷所

東京市牛込區市ケ谷加賀町一丁目十二番地

株式會社 秀英舎 第一工場

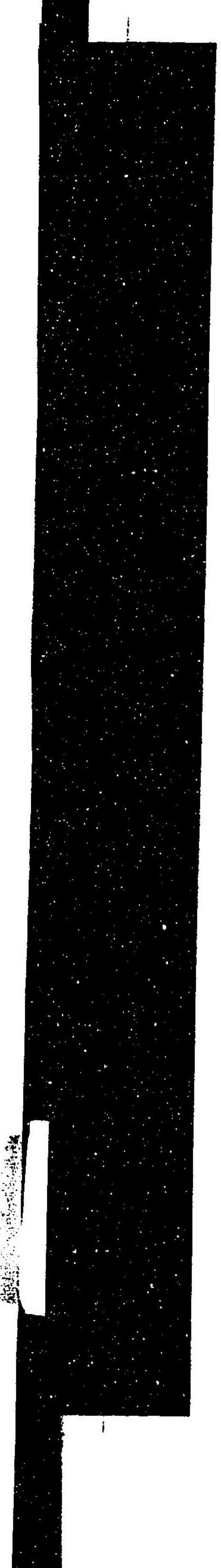
發行所

長野縣諏訪郡下諏訪町二百三十五番地

救 證 社

A-28





基督教教理

国立国会図書館

020439-000-9

特49-231

基督教教理 律法の巻

溝口 弾一/著

M43

ABI-0249



2

